

長期脱炭素電源オークションの 概要について (応札年度：2023年度実施分)

2023年6月

電力広域的運営推進機関

- 容量市場とは、電力量、調整力といった電力に係る価値のうち「**将来の供給力（kW）**」を取引するための市場であり、広域機関によって**2020年度に開設**されました。
- 新たに容量市場の一部として、**長期脱炭素電源オークション**（以下、本オークション）が開始されることとなったため、**制度概要**について説明いたします。

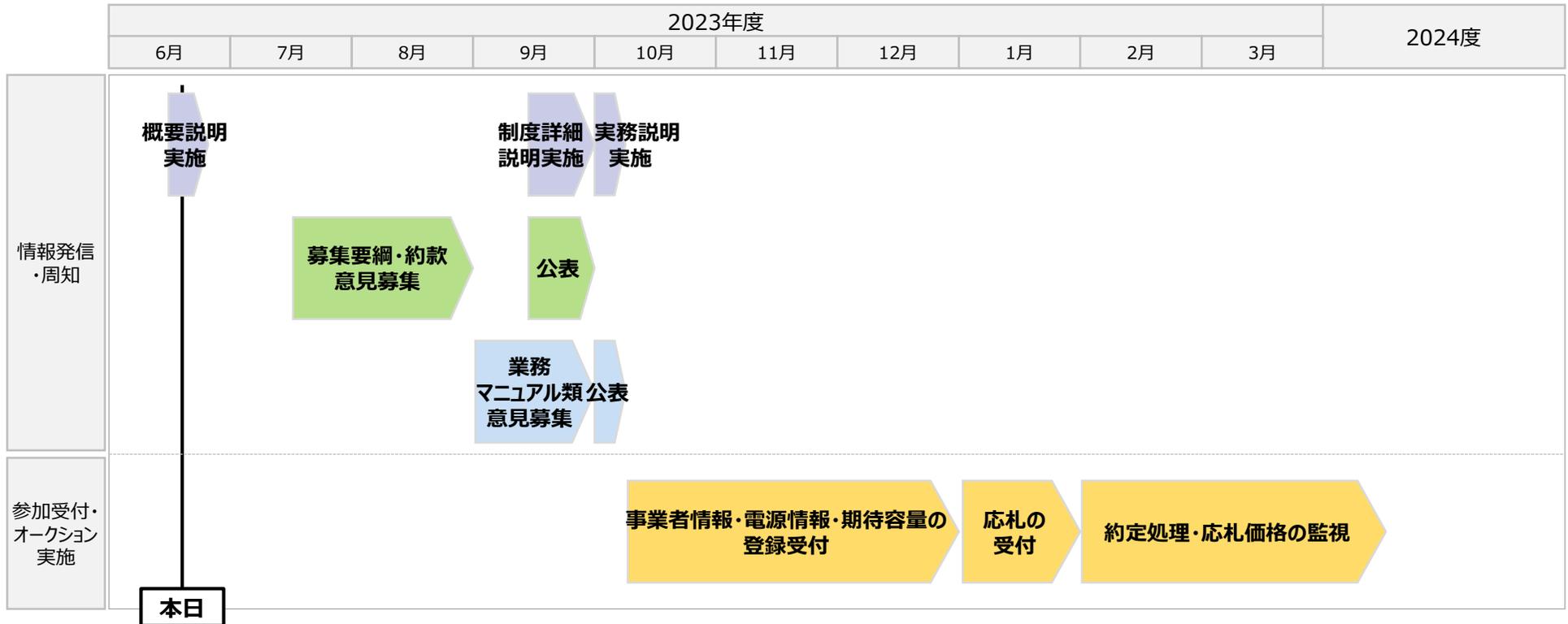
【電力の価値を取引する市場および容量市場の構成】

市場	役割	主な取引主体	容量市場を構成するオークション		概要
2020年7月開設 容量市場	国全体で必要となる「将来の供給力（kW価値）」の取引	広域機関	容量 オーク ション ※1	メイン オークション	将来の一定期間における需要に対して必要な供給力を調達するため、実際に供給力を提供する年度の4年前に実施する
卸電力市場	需要家に供給するための電力量（kWh価値）の取引	小売電気事業者		追加 オークション	メインオークション実施後、必要と判断された場合に供給力を提供する年度の1年前に実施する
需給調整市場	ゲートクローズ後の需給ギャップ補填、30分未満の需給変動への対応、周波数維持のための調整力（ΔkW価値+kWh価値）の取引	一般送配電事業者		2023年度創設 長期脱炭素電源 オークション	新規電源投資(リプレイス、改修も含む)を促進し、長期にわたって脱炭素電源による供給力を調達するために実施する
				特別 オークション	安定供給の維持が困難となることが明らかになった場合等に実施する

※1 将来の一定期間における需要に対して必要な供給力をオークションで募集する仕組み

- 本日の概要説明以外にも、制度詳細および実務に関する説明や関連文書に関する意見募集等の情報発信・周知の機会を設けてまいります。
- なお、概要説明をはじめ各説明の動画は広域機関ホームページにて順次公開する予定です。

※ 記載の時期は確定前につき、目安



1. 長期脱炭素電源オークション導入の必要性
 - 1-1 容量市場の導入状況
 - 1-2 長期脱炭素電源オークションの背景
 - 1-3 長期脱炭素電源オークションの目的
2. 長期脱炭素電源オークションによる供給力確保の概要
 - 2-1 長期脱炭素電源オークションにおける供給力確保の仕組み
 - 2-2 長期脱炭素電源オークションの方式
 - 2-3 募集量の考え方
 - 2-4 オークション～制度適用期間の流れ
3. 発電事業者等が長期脱炭素電源オークションへ参加する仕組み
 - 3-1 長期脱炭素電源オークションへの参加登録資格
 - 3-2 長期脱炭素電源オークションの対象電源
 - 3-3 募集量
 - 3-4 参加対象電源等の条件
 - 3-5 応札価格の考え方
 - 3-6 長期脱炭素電源オークションでのリクワイアメント
 - 3-7 落札事業者の収入
 - 3-8 他市場収益の還付割合
 - 3-9 容量確保契約金額の受取・還付のタイミング
4. 小売電気事業者等が容量拠出金を負担する仕組み
 - 4-1 小売電気事業者等と容量拠出金の関係
 - 4-2 容量拠出金の算定方法
 - 4-3 容量拠出金の還元の考え方
 - 4-4 容量拠出金の支払い・還元のスケジュール
5. その他
 - 5-1 長期脱炭素電源オークションに関する今後のスケジュール
 - 5-2 長期脱炭素電源オークションとメインオークションの主な違い
 - 5-3 お知らせ

1. 長期脱炭素電源オークション導入の必要性

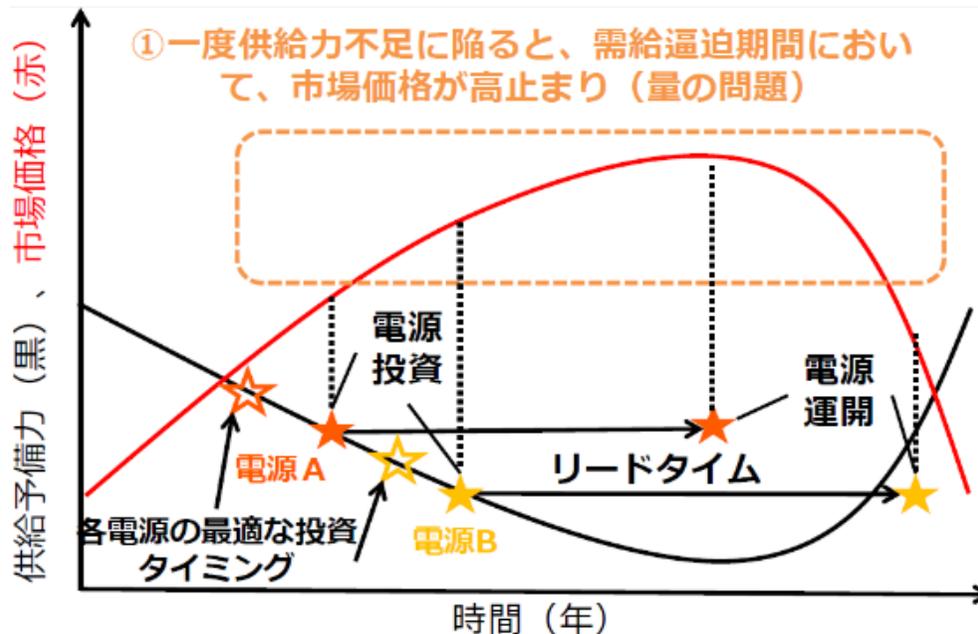
- 1 - 1 容量市場の導入状況
- 1 - 2 長期脱炭素電源オークションの背景
- 1 - 3 長期脱炭素電源オークションの目的

1-1 容量市場の導入状況 中長期的な供給力不足の懸念

- 小売全面自由化や再生可能エネルギーの導入拡大による、卸電力市場の取引拡大・市場価格の低下により、**電源の投資予見性の低下が懸念**されています。
- 電源投資が適切なタイミングで行われないと、電源の新設・リプレース等が十分にされない状態で、既存発電所が閉鎖されていく事が考えられます。
- その結果、中長期的な供給力不足が顕在化した場合、電源開発に一定のリードタイムを要することから、**需給がひっ迫する期間にわたり電気料金が高止まりする問題等**が生じると考えられます。

【供給予備力および市場価格の推移（イメージ）】

事業者が卸電力市場の中で十分な予見性を確保できず、電源投資を行うタイミングが最適な時期からずれた場合



供給力確保の仕組み

- 供給力確保の仕組みには、**容量メカニズム**や、**人為的に市場価格 (kWh価値) を大幅に引き上げる (スパイク)** 手法などが存在し、これらを組み合わせて導入している国もあります。
- さまざまな供給力確保の仕組みがあるなかで、**容量メカニズム**が最も効率的な仕組みと考えられるため、2020年に**容量市場を開設**しました。

【供給力確保の仕組み】

(第2回 市場整備WG資料から抜粋・広域機関にて一部加筆)

	容量メカニズム	人為的な価格スパイク	Energy Only Market
概要	卸電力市場(kWh市場)とは別に、発電等による供給能力に対する価値を認め、その価値に応じた容量価格(kW価格)を支払う	発電投資回収を卸電力市場(kWh市場)に委ねるが、ある一定の供給力・予備力水準を下回った時点で、人為的に市場価格(kWh価格)を上昇させる	発電投資回収を完全に卸電力市場(kWh市場)に委ね、需給ひっ迫時に市場価格(kWh価格)は無制限に上昇する
投資回収イメージ	<p>kW価格 + kWh価格</p> <p>供給力・予備力</p>	<p>kWh価格</p> <p>供給力・予備力</p>	<p>kWh価格</p> <p>供給力・予備力</p>
実施国	米国PJM イギリス 等	米国PJM 米国ERCOT 等	ルウェー スウェーデン(2025年予定) 豪州 (上限価格有)

投資回収の予見性を高めるための措置有り

措置無し

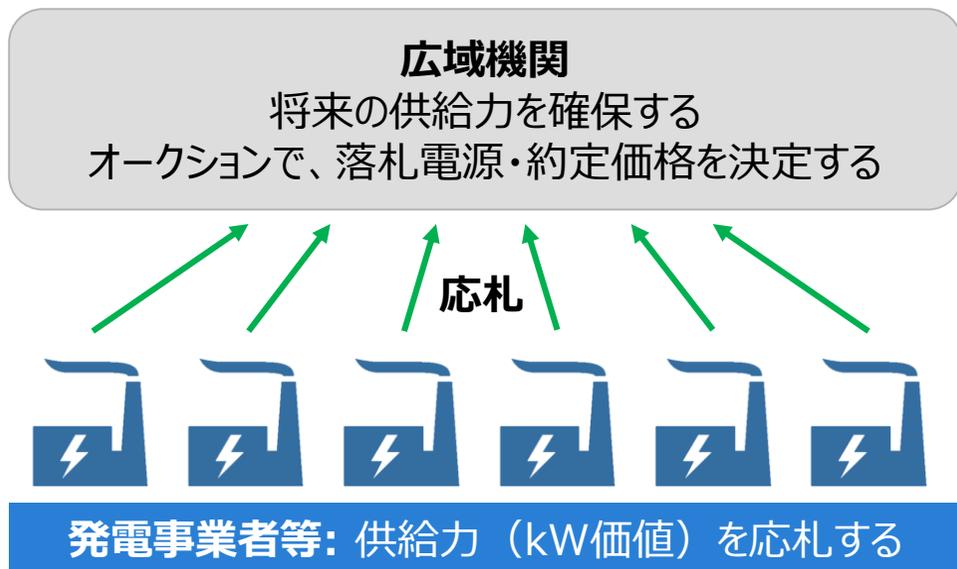
容量市場の概要

■ 広域機関は、容量市場で全国で必要な将来の**供給力を一括して確保**します。

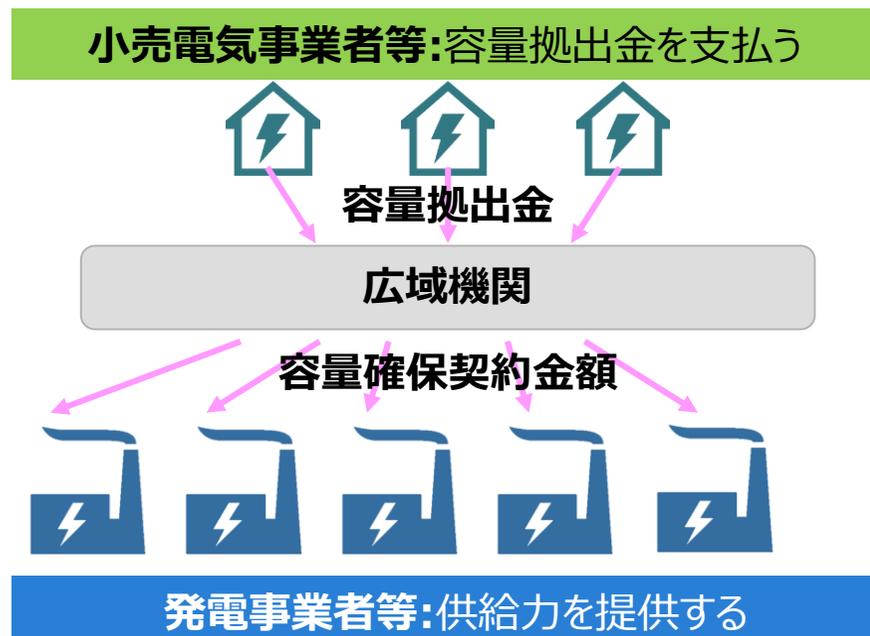
- ▶ 広域機関 : オークションを開催して、落札電源と約定価格を決定します。
実需給期間に、全ての小売電気事業者等※1から容量拠出金をいただき、発電事業者等（落札電源）に容量確保契約金額を支払います。
- ▶ 発電事業者等 : オークションに応札します。落札した場合、供給力を提供します。
- ▶ 小売電気事業者等※1 : 容量拠出金を広域機関に支払います。

※1 小売電気事業者、一般送配電事業者及び配電事業者

オークションの開催



供給力の提供



1-1 容量市場の導入状況

メインオークション、追加オークションについて

■ メインオークション、追加オークションは、**将来の一定期間（単年度）**における需要に対して必要な供給信頼度を募集する仕組みです。

【メインオークション、追加オークションの内容】

種類	オークションの詳細	イメージ
メイン オークション	将来の一定期間（単年度）における需要に対して必要な供給力※1を調達するため、実際に供給力を提供する年度（「実需給年度」）の4年前に実施する。	
追加オークション	メインオークション実施後の想定需要、メインオークションで調達した供給力およびその増減等を考慮し、広域機関が必要と判断した場合に、実需給年度の1年前に実施する以下2つのオークションがある。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ <u>調達オークション</u> 必要供給力※1に対し、メインオークションで調達した供給力に不足が認められた場合に、追加で容量提供事業者を募集する。 ▶ <u>リリースオークション</u> 必要供給力※1に対し、メインオークションで調達した供給力に余剰が認められた場合に、広域機関との間で締結した容量確保契約に定められた容量をリリースする容量提供事業者を募集する。 	<p>必要供給力に対し、メインオークションで調達した供給力に不足・余剰が認められた場合</p>

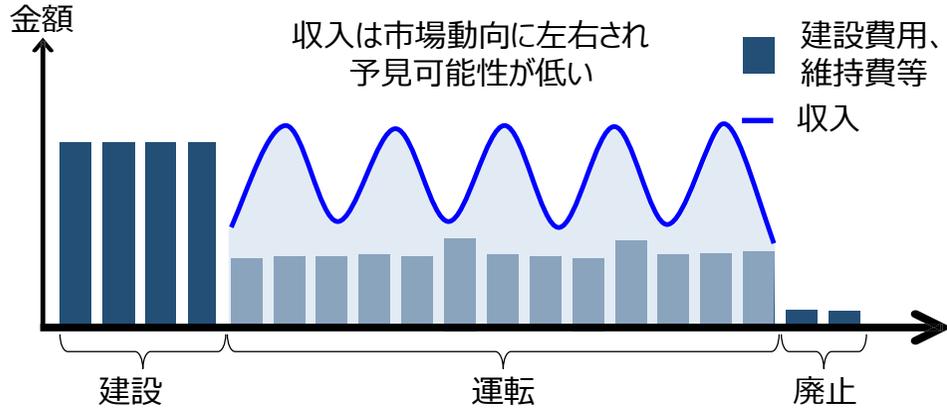
※1 本オークション開始後は、本オークションで調達する供給力を控除したうえで、メインオークション・追加オークションで調達する供給力が設定される

1 - 2 長期脱炭素電源オークションの背景

長期的な投資回収の予見性確保の必要性

- 日本が実現を目指している**2050年カーボンニュートラル**に向けて、**脱炭素電源^{※1}**による供給力等の確保が必要であり、そのためには**脱炭素電源への新規投資**を促していくことが重要とされています。
- **新規電源の投資**にあたっては、長期にわたる投資回収可能な水準の収入の予見性が求められます。そのため、巨額の初期投資を伴う脱炭素電源の整備を促すためには、事業者に対して既存の制度よりも**長期的な投資回収の予見可能性**を付与する制度が必要と考えられます。

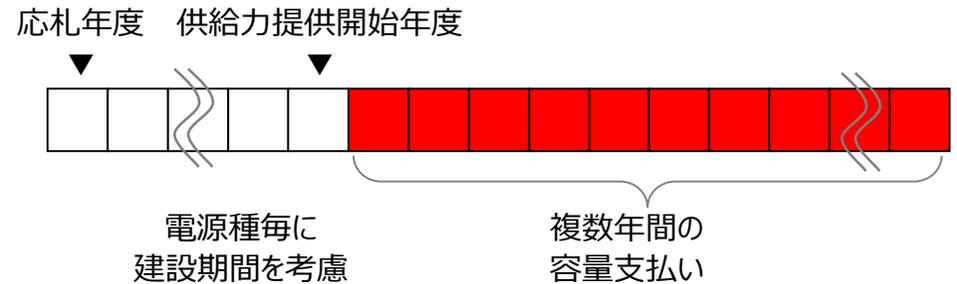
【新規電源投資の課題】



〈投資判断に必要な要素〉

- ① 新規投資判断時に**収入の水準**を確定させたい
- ② 新規投資判断時に**長期間の収入**を確定させたい

【長期的な予見性を付与する制度のイメージ】



現行のメインオークション・追加オークションとは別に、**脱炭素電源に対する新規投資を対象としたオークションを行い、容量収入を得られる期間を「複数年間」とする方法により、巨額の初期投資に対し、長期的な収入の予見可能性を付与する**

※1 発電・供給時にCO2を排出しない電源。全ての電力需要を単一種類のエネルギー源で賄うことは困難であるため、現時点で実用段階にある脱炭素技術に限らず、新たな選択肢を追求していくことが必要となる

- 本オークションは、発電事業者に投資回収の予見可能性（特に初期投資額を含む固定費の回収の予見可能性）を確保することで脱炭素電源への新規投資※1を着実に促すことにより、以下2点を同時に達成することを目指します。
 - 中長期的な観点から**安定供給上**のリスクや**価格高騰**リスクを抑制すること
 - 2050年カーボンニュートラルの実現に向け、需要家に対して、**脱炭素電源の供給力**の価値を提供すること

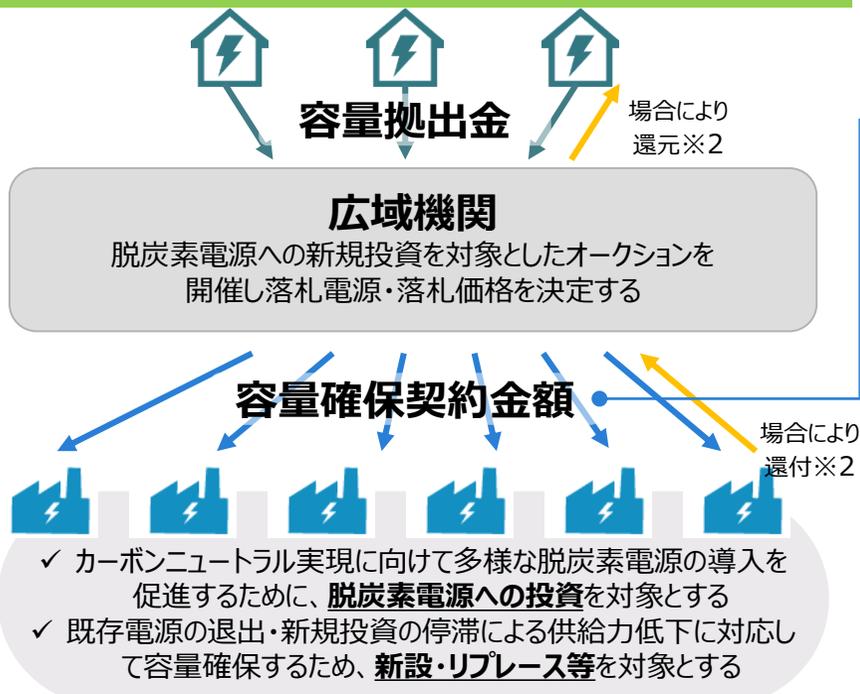
※1 2022年3月の東日本における電力需給ひっ迫を踏まえ、短期的な電力需給ひっ迫を防止していくため、比較的短期に建設が可能なLNG専焼火力の新設・リプレース案件を、一定期間内に限り、追加的に新規投資の対象としている

2. 長期脱炭素電源オークションによる供給力確保の概要

- 2-1 長期脱炭素電源オークションにおける供給力確保の仕組み
- 2-2 長期脱炭素電源オークションの方式
- 2-3 募集量の考え方
- 2-4 オークション～制度適用期間の流れ

- 本オークションでは、新設またはリプレース等の脱炭素電源への**新規投資**を対象とし、**原則20年**にわたる期間の供給力を確保する仕組みとなります。
- 本オークションでは、メインオークションと同様に、**発電事業者等**が得る**容量確保契約金額**は、**小売電気事業者等の容量拠出金**から支払われる仕組みとなります。

小売電気事業者等※1:容量拠出金を支払う



発電事業者等:供給力を提供する

①収入の水準



(※) 本制度での収入 = 落札価格 - 還付する収益

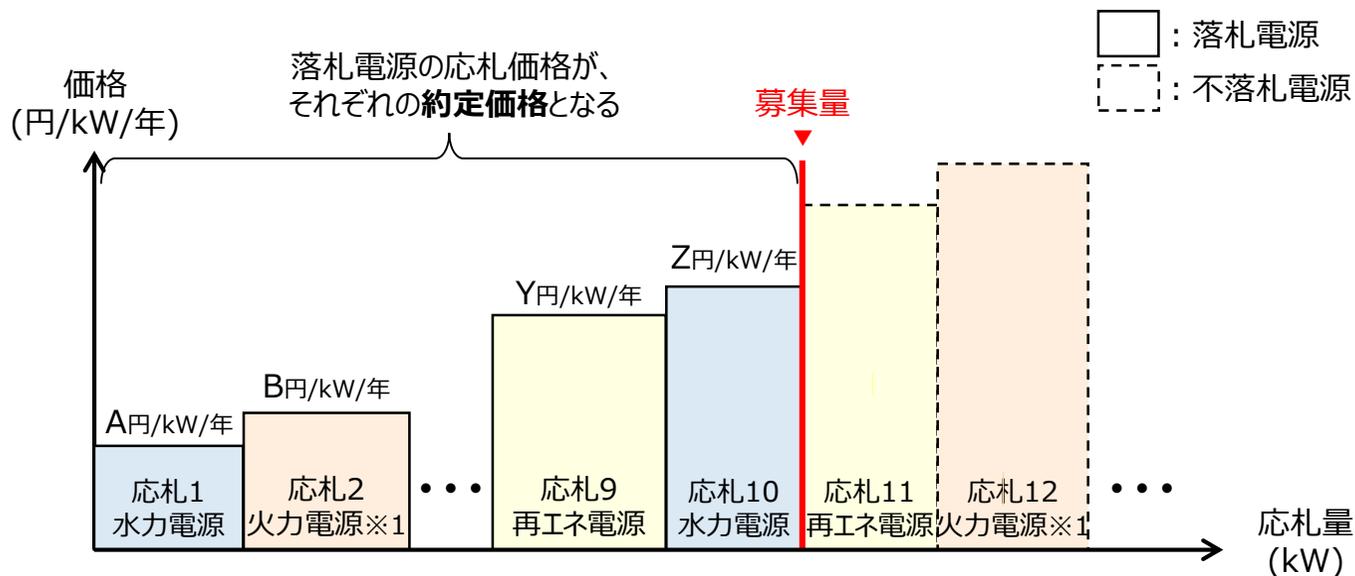
②収入の期間



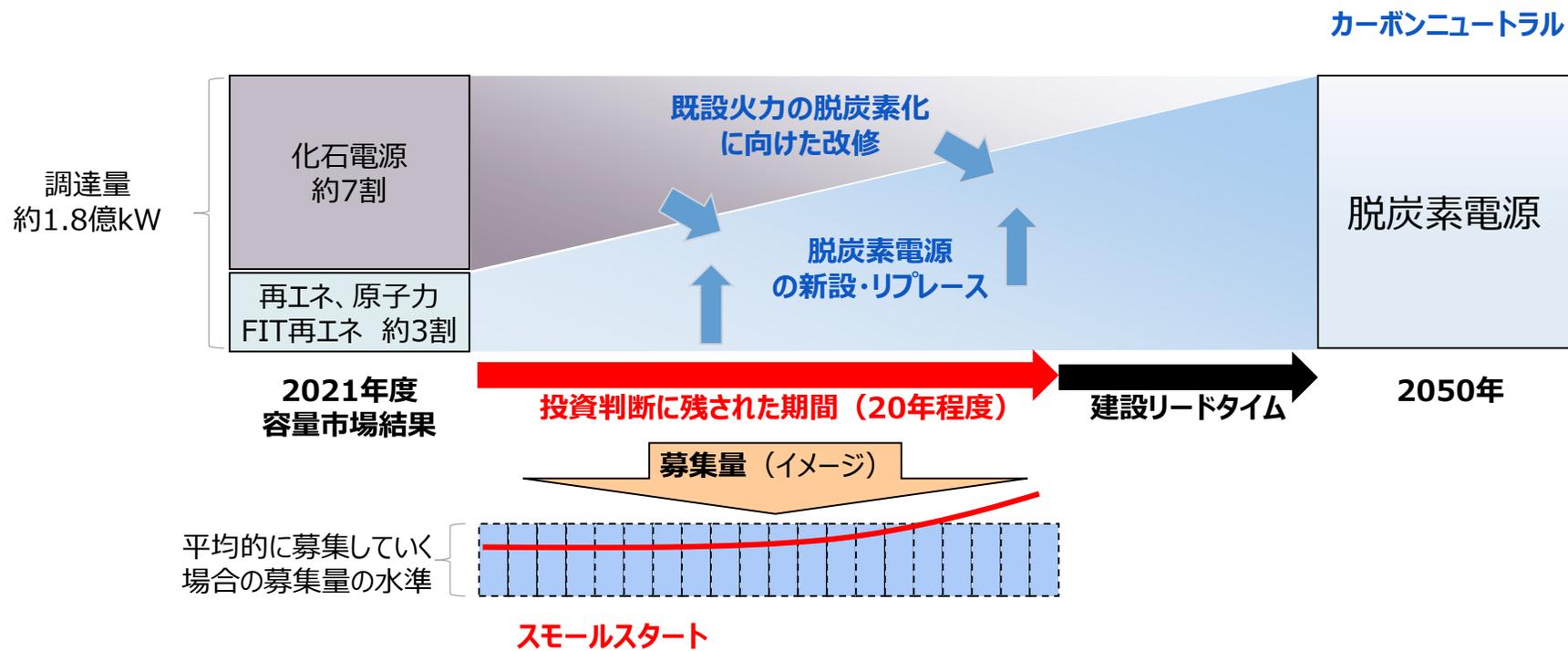
※1 小売電気事業者、一般送配電事業者及び配電事業者
 ※2 還付・還元については第3、4章にて後述

- 本オークションでは発電事業者等による電源の応札に対し、**マルチプライス方式**で落札されます。
 - 発電事業者等は、応札単位で応札容量と応札価格（円/kW/年）を決めて、オークションに応札します。
- 応札後、原則、電源種混合で**応札価格の低い順**に電源が落札され、**募集量**を満たす電源までが落札電源となります。マルチプライス方式では、**落札電源の応札価格が約定価格**となります。

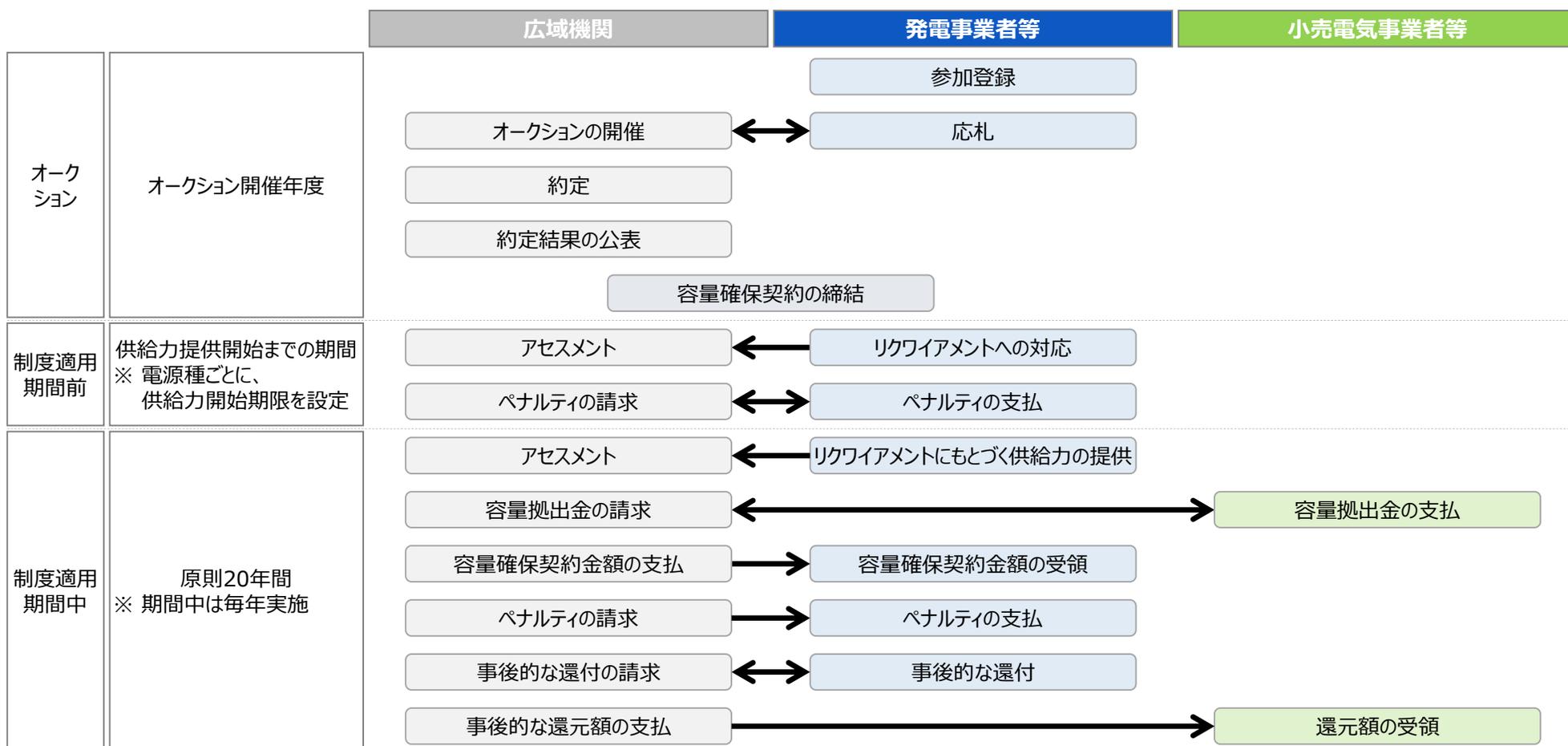
【マルチプライス方式における約定イメージ】



- 足下の約1.2億kWの**化石電源**を全て**脱炭素電源**に置き換えていくとすると、年平均で**600万kW**程度の導入が必要ですが、今後のイノベーションにより効率的に導入する可能性があること等を踏まえ、本オークションの初期段階における募集量は、**スモールスタート**とする方針です。
- なお、一部電源種では個別に募集量や募集上限を設けます。



- オークションで落札した、発電事業者等は容量確保契約を締結のうえ、**制度適用期間前および期間中に、必要なリクワイアメントへの対応を行い、供給力を提供**することで、リクワイアメントの達成/未達成状況に応じた**容量確保契約金額の受領**または**ペナルティの支払**を行います。
- 小売電気事業者等は、容量確保契約金額の原資である**容量拠出金を支払**います。



3 発電事業者等が長期脱炭素電源オークションへ参加する仕組み

- 3-1 長期脱炭素電源オークションへの参加登録資格
- 3-2 長期脱炭素電源オークションの対象電源
- 3-3 募集量
- 3-4 参加対象電源等の条件
- 3-5 応札価格の考え方
- 3-6 長期脱炭素電源オークションでのリクワイアメント
- 3-7 落札事業者の収入
- 3-8 他市場収益の還付割合
- 3-9 容量確保契約金額の受取・還付のタイミング

- 本オークションへ参加するためには、**事前の参加登録**が必要です。
- 参加登録の資格があるのは、**国内法人**※1であって、**電源を自ら維持・運用しようとする者**※2であり、本オークションに応札する意思がある者です。

※1 落札後に速やかに国内法人を設立する前提でのコンソーシアム（事業計画に記載した議決権保有割合の構成員を中心に構成されるものに限る）を含む

※2 必ずしもその設備を所有することは必要とされておらず、電気工作物の維持・運用業務について一義的な責任および権限を有していれば該当する

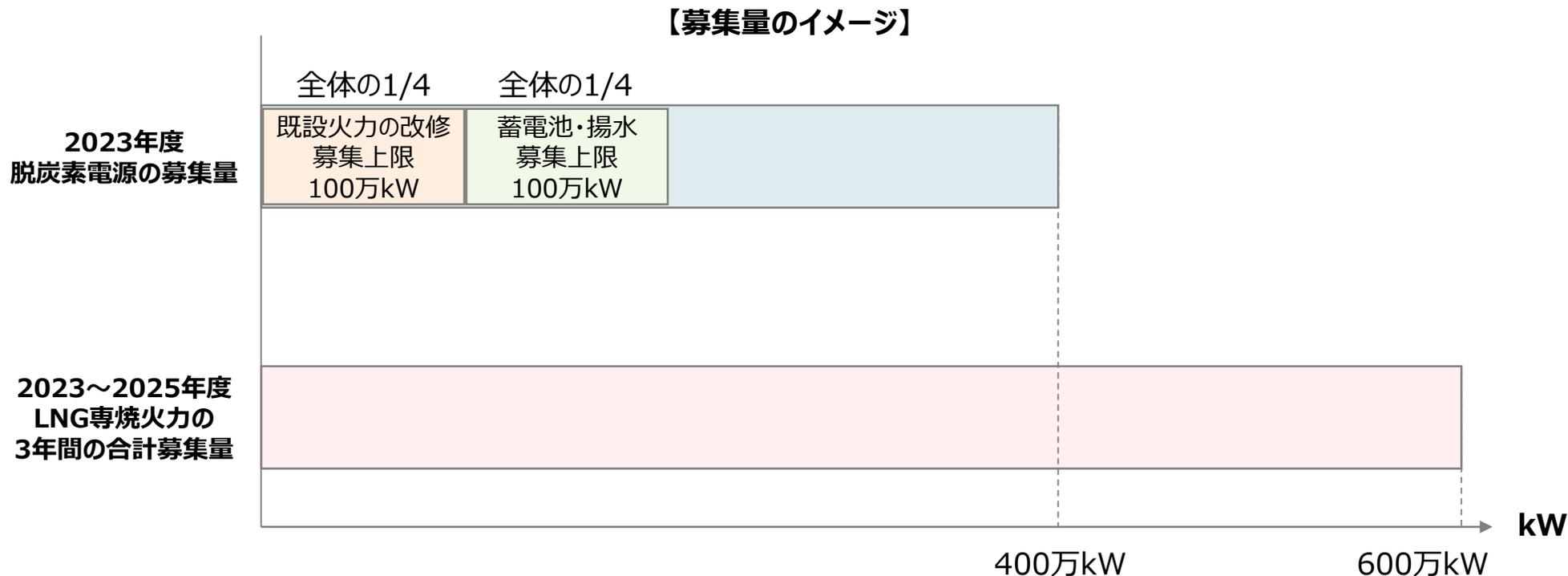
- 本オークションの対象とする電源は、**脱炭素電源の新設・リプレース**および**既設火力の脱炭素化への改修**における**新規投資**とし、電源区分は**安定電源と変動電源**としています。ただし、短期的な電力需給ひっ迫防止の観点から、**2023～2025年度の3年間はLNG専焼火力^{※1}も対象**とします。
- 制度適用期間は、**2027年度以降**となり、応札時に運転開始前の電源が対象（既設火力の改修の場合は、改修工事後の運転再開前）となります。
- また、電源ごとに**供給力提供開始期限^{※2}、最低応札容量^{※3}**を設けています。

対象	電源種別	燃料または発電方式	専焼/混焼	新設・リプレース/改修	供給力提供開始期限 [年] ()内は法・条例アセス済みの場合	最低応札容量 [万kW] (送電端設備容量ベース)	電源等区分	
脱炭素電源	火力 ^{※4}	水素またはアンモニア ^{※5}	専焼	新設・リプレース/改修	11(7)	10/5 (新設・リプレース/改修)	安定電源	
			混焼	新設・リプレース/改修				
		バイオマス ^{※6} ^{※7}	専焼	新設・リプレース/改修		10	安定電源	
	蓄電池	—	—	新設・リプレース	4	1	安定電源	
	水力	揚水	—	—	新設・リプレース	12(8)	10	安定電源
		一般(貯水式)	—	安定または変動電源				
		一般(自流式)	—					
	地熱	—	—	新設・リプレース	8(4)	10	安定電源	
	原子力	—	—	新設・リプレース	17(12)	10	安定電源	
太陽光・風力	—	—	新設・リプレース	太陽光:5(3)・風力:8(4)	10	変動電源		
LNG専焼火力	火力 ^{※4}	LNG火力	専焼	新設・リプレース	6	10	安定電源	

※1供給力提供開始から10年後までの間に脱炭素化に向けた対応（改修のための本制度への応札等）を開始することや、2050年までの脱炭素化ならびに落札後6年以内の供給力提供開始を条件とする、※2 本制度措置によって様々な脱炭素電源への投資を促進し、脱炭素化された供給力を確保するためには、建設リードタイムを十分に考慮した制度とすべく設定、※3 本制度は巨額の初期投資の回収に対して長期的な収入の予見可能性を付与するものであり、現行容量市場以上に制度の運用コストが一定程度必要であることに鑑み、巨額の初期投資を伴うことが想定され、かつ、需給上の影響が大きい一定規模以上の案件に限定することが適切であるため設定、※4 脱炭素化に向けたロードマップの提出が必要であり、既設火力の改修の場合は、脱炭素化されたkW分のみ対象、※5 応札年度2023年度はアンモニア新設・リプレースは対象外※6 バイオマスの燃料種については、FIT制度で対象となっているバイオマス種(メタン発酵ガス、未利用の木質バイオマス、一般木質バイオマス・農業残さ(固体燃料)、バイオマス液体燃料、建設資材廃棄物、廃棄物・その他のバイオマス)と同様、※7 既設火力をバイオマス専焼にするための改修案件(同一プラントの一部の設備容量が別の脱炭素技術(アンモニア等)による設備容量である場合を含む)は、改修によって新たに増加する脱炭素化kW分を本制度の対象とし、燃料の専焼に至るまでは7割以上の混焼比率が必要

- 本オークションでは、2023年度の脱炭素電源の**募集量**は、**400万kW**^{※1}とされております。
- なお、**既設火力の改修案件**（水素またはアンモニア混焼およびバイオマス専焼）および**蓄電池と揚水**は、それぞれ**100万kW**^{※1}を募集上限とされております。
- また、LNG専焼火力は、脱炭素電源とは別に、2023～2025年の**3年間で600万kW**の募集量が設定されております。

※1 応札容量ベース



以下の電源は、本オークションに参加することはできません。

■ 既に運転開始している電源

- ただし、既設火力の改修案件（アンモニア・水素混焼にするための改修案件およびバイオマス専焼にするための改修案件）を除きます。

■ 既に落札されている電源

- 既に**メインオークション・追加オークション**で落札されている電源は、本オークションに参加できません。（電源等差替によって、差替先として容量市場に参加した場合も不可）
- ただし、既設の火力電源について、脱炭素化のための改修を前提とせずに、メインオークション・追加オークションにおいて落札し、容量確保契約を締結した後に、脱炭素化のための改修をしようとする電源、および2022年11月の容量市場メインオークションで新設として初めて落札した電源は除きます。

■ 制度適用期間内にFIT制度・FIP制度を適用する電源

- ただし、FIT・FIPの対象以外の供給力がある電源や、制度適用開始までにFIT・FIP適用外となる電源は除きます。

■ 電源入札で落札されている電源（広域機関の業務規程第33条で規定）

(前頁の続き)

■ 専ら自家消費にのみ供される電源

- ただし、自家消費のために必要な容量を上回る発電容量があり、供給力が提供できる（逆潮流が可能な）場合は、当該提供できる供給力の容量について参加登録可能です。

■ 専ら自己託送および特定供給のみに供される電源

- 自己託送および特定供給の用に供する供給力は、上記「専ら自家消費にのみ供される電源」と同様の扱いとなり参加はできません。
- ただし、自己託送および特定供給のために必要な容量を上回る発電容量があり、供給力が提供できる場合は、当該供給できる供給力の容量について参加登録可能です。（発電容量から自己託送および特定供給に相当する分を差し引いた容量での参加登録が可能です）

■ 専ら特定送配電事業者が利用する電源

- 特定送配電事業の用に供する供給力は、「専ら自家消費にのみ供される電源」と同様の扱いとなり参加はできません。ただし、特定送配電事業者が利用するために必要な容量を上回る発電容量があり、供給力が提供できる（逆潮流が可能な）場合は参加登録可能です。

■ 制度適用期間において、一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づく発電量調整供給契約がない電源

■ 本オークションは、初期投資額を含む固定費水準の投資回収の予見性を確保するものであり、資本費、運転維持費、事業報酬（資本コスト）から**応札価格（円/kW/年）**を**参加者が設定**します※1。

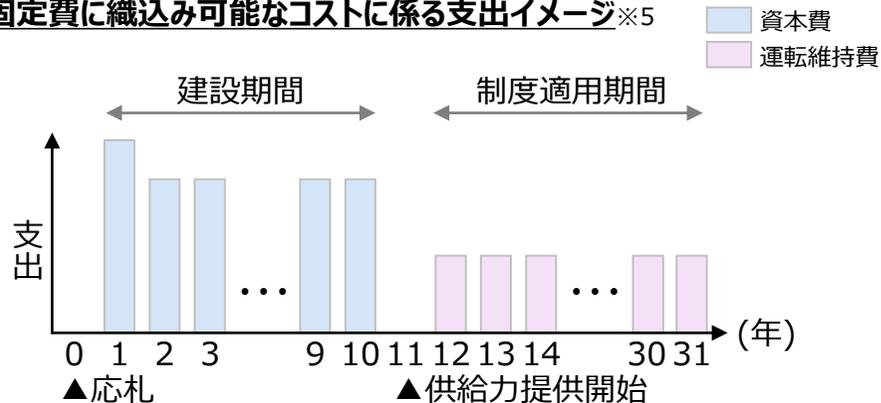
算定式

応札価格は、次の算定式の金額以下とする

$$\left(\text{事業者の想定する固定費(円/年)} - \text{応札時の他市場収益(全電源一律0)} \right) \div \text{応札容量(kW)} \quad \text{※2}$$

固定費に織込み可能なコスト	
織り込み可能なコスト項目の支出総額を制度適用期間の年数で除した年平均コスト	
資本費	建設費※3
	系統接続費※3
	廃棄費用※3
運転維持費	固定資産税※4
	人件費※4
	修繕費※4
	経年改修費※4
	発電側課金
	事業税
	その他コスト(委託費・消耗品費等)※4
事業報酬（資本コスト）	

固定費に織込み可能なコストに係る支出イメージ※5



※1 オークションを通じて国民負担の最小化を図るために、電源種ごとに上限価格を設定するとともに、応札価格については、電力・ガス取引監視等委員会において監視が行われる、※2 期待容量（広域機関が公表する調整係数を用いて算出）を上限として事業者が設定する容量、※3 応札容量と制度適用期間の年数で割った金額、※4 制度適用期間において生じる見込みの総額を応札容量と制度適用期間の年数で割った金額、※5 資本費、運転維持費以外に、事業報酬を全電源種一律に税引前WACC5%を上限として応札価格に織込み可能

■ 広域機関は、落札事業者と本オークションで落札された応札単位毎の電源等について**容量確保契約を締結し、供給力を提供するための義務（リクワイアメント）**に基づき、リクワイアメント未達成の場合には、**経済的ペナルティ**を科します。本オークションでは、電源の新設・リプレース、改修に係る供給力の**提供開始期限**や、**脱炭素電源に係る項目**がメインオークションから追加されます。

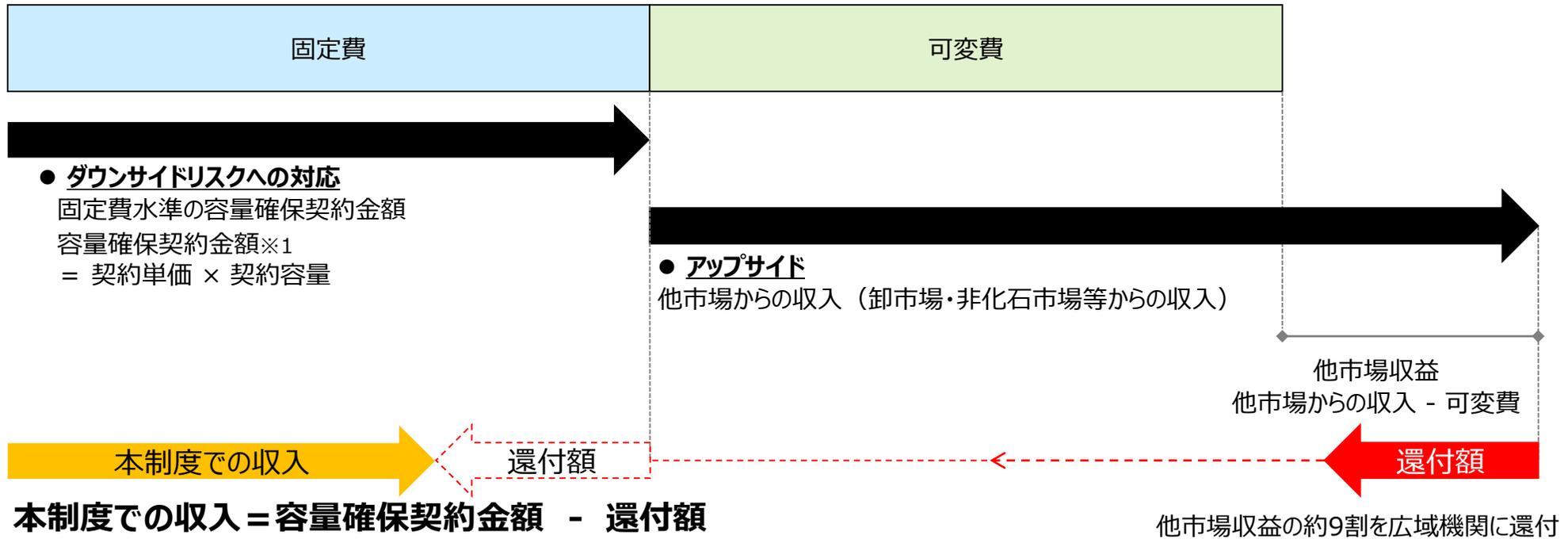
赤字：長期脱炭素電源オークションでの追加項目 ○：該当電源等区分およびタイミング

	リクワイアメント種別	リクワイアメント概要	対象となる電源等区分		適用タイミング	
			安定電源	変動電源	平常時	ひっ迫時
制度適用 期間前	供給力提供開始時期	容量提供事業者自身が指定した供給力提供開始時期を遵守すること	○	○	-	-
	供給力提供開始期限	電源種ごとに設定された供給力提供開始期限までに供給力を提供開始すること	○	○	-	-
対象 実需給 年度前	余力活用に関する 契約の締結	調整機能を有するものについては、余力活用契約の締結を求める	○	-	-	-
	容量停止計画の調整	広域機関または一般送配電事業者からの容量停止計画の調整依頼に応じること	○	○	-	-
対象 実需給 年度	供給力の維持	アセスメント対象容量以上の供給力を提供できる状態を維持すること	○	○	○	○
	市場応札	容量停止計画を提出していないコマにおいて、小売電気事業者等が活用しない余力を卸電力取引所等に応札すること	○	-	○	○
	供給指示への対応	需給ひっ迫のおそれがある場合、一般送配電事業者からの供給指示に応じ、ゲートクローズ以降の余力を供給力として提供すること	○	-	-	○
	脱炭素燃料の混焼率	脱炭素燃料を使用する電源（バイオマスの新設・リプレースを除く。）に対し、熱量ベースで、脱炭素燃料の年間最低混焼率(7割)を上回ること	○	-	○	○
	年間設備利用率	電源種別、発電方式に応じた年間の設備利用率を下回らないこと	-	○	○	○
その他	脱炭素化ロードマップ の遵守	脱炭素化に向けた追加投資を実施しロードマップを遵守すること	○	-	○	○
		2050年度にバイオマス燃料の専焼化が実現すること	○	-	○	○

■ 広域機関は、**リクワイアメントの達成状況**に応じて落札事業者に**容量確保契約金額を支払います**。ただし、事業者のダウンサイドリスクへの対応（容量確保契約金額）以外のアップサイド（他市場からの収入）においては**国民負担を軽減**させる方向性から、**他市場収益の約9割の金額を還付**いただきます。

【落札事業者の収入イメージ】

凡例
 落札事業者の収入 → (黒矢印)
 落札事業者の支払い ← (赤矢印)



※1 物価変動分の補正等により容量確保契約金額が変動する可能性がある

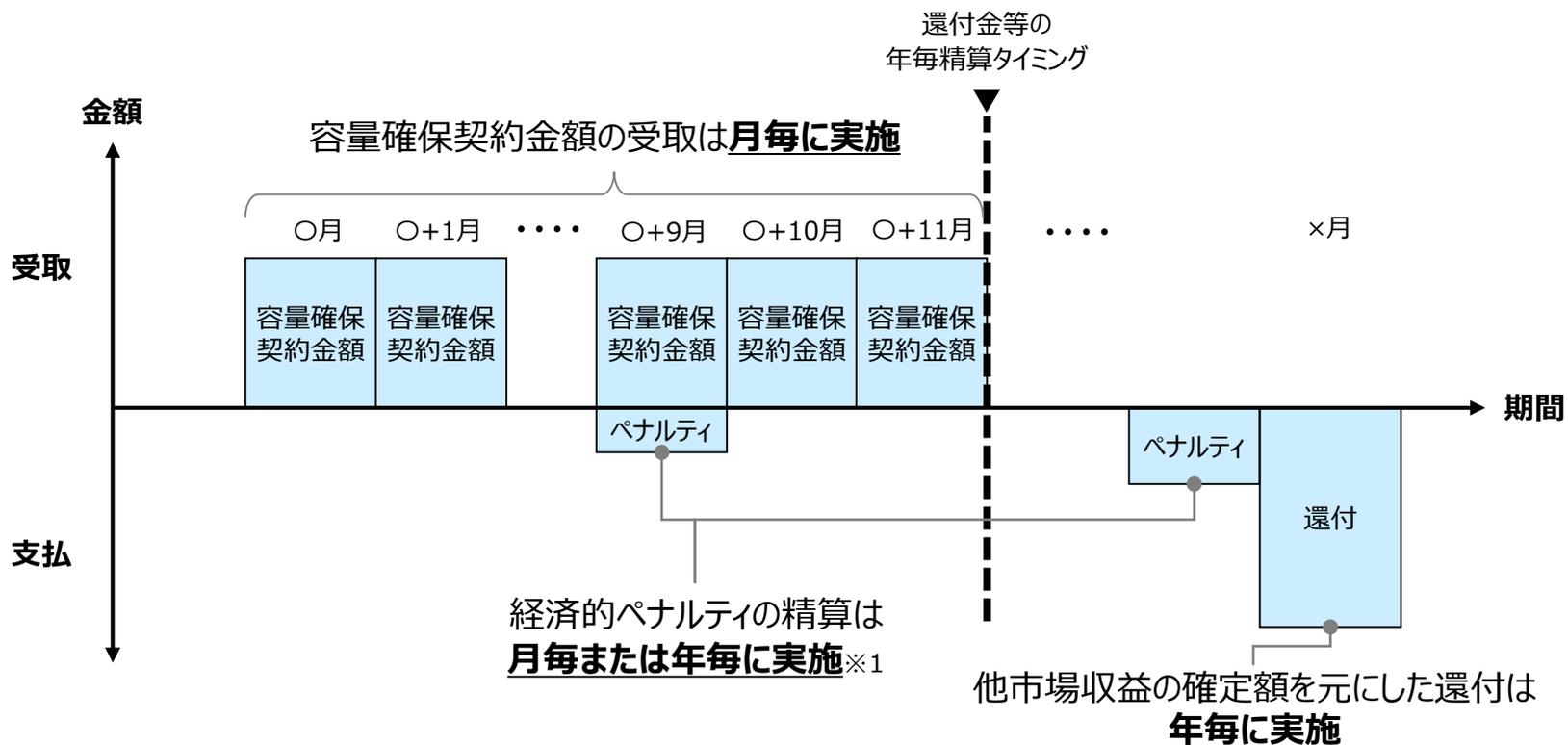
■ 市場価格が高いときに運転を行ったり、より安い価格で燃料調達を行ったりするような容量提供事業者の合理的・効率的なオペレーションを推進するために、**還付割合を3段階に分けています。**

入力情報			入力情報にもとづく 他市場収益の還付に係る算定方法 (ア~ウ: 入力情報より導かれる金額) (1~3): 他市場収益の発生ケース
当該事業者との本オークションに係る容量確保契約	供給力提供年度の容量市場メインオークション	当該事業者の※1供給力提供年度の他市場に係る情報	
還付割合の算定方法 契約価格×契約容量 事業報酬 契約容量 ×	メインオークション価格 (対象電源が立地するエリアプライス)		<p> ア 実績収入(当該年度の容量確保契約金額) ウ メインオークション価格×契約容量 2. アとウの差額を超える部分として範囲(B)を決定 3. アに対し、①とウの間として範囲(C)を決定 </p> <p> ① 事業報酬 1. ①以下として範囲(A)を決定 </p> <p> (B)還付割合 85% (C)還付割合 90% (A)還付割合 95% </p>
還付の算定方法		他市場から - 可変費の収入 ケース1 ケース2 ケース3	<p> ① 他市場収益 95%還付 (①×95%) ② 他市場収益 90%還付 ((②-①)×90%) 95%還付 (①×95%) ③ 他市場収益 85%還付 ((③-(ア-ウ))×85%) 90%還付 ((ア-①-ウ)×90%) 95%還付 (①×95%) </p>

※1 実際の他市場収入の算定方法と算定根拠および実際の可変費の算定方法と算定根拠は、電力・ガス取引監視等委員会において監視が行われる

- 落札事業者は、メインオークションと同様に、容量確保契約金額を**月毎**に受け取ります。また、落札事業者の他市場収益の確定額を元に、**事後的な還付額を年毎**に支払います。

【N年度における落札事業者の容量確保契約金額の受取、ペナルティ精算、還付のタイミングイメージ】



4 小売電気事業者等が容量拠出金を負担する仕組み

- 4-1 小売電気事業者等と容量拠出金の関係
- 4-2 容量拠出金の算定方法
- 4-3 容量拠出金の還元の考え方
- 4-4 容量拠出金の支払い・還元のスケジュール

- **小売電気事業者等**（小売電気事業者、一般送配電事業者及び配電事業者）は、メインオークションと同様に、**容量拠出金を負担する**必要があります。相対契約の有無等に関わらず、全ての小売電気事業者等に容量拠出金をお支払いいただきます。
- 電気事業法上、小売電気事業者は、供給電力量（kWh）の確保のみならず、**中長期的に供給能力（kW）を確保する義務**があります※1。
- 容量市場の創設後は、国全体で必要な供給力（kW価値）を、市場管理者である広域機関が容量市場を通じて一括確保をすることとなり、広域機関は、定款で規定された「**容量拠出金**」として、小売電気事業者からその費用を請求します※1。
- よって、小売電気事業者にとって容量市場は、電気事業法上の供給能力確保義務を達成するための手段と位置づけられます※1。

※1 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会 中間とりまとめ（平成30年7月）より抜粋

電気事業法

（供給能力の確保）

第二条の十二 小売電気事業者は、正当な理由がある場合を除き、その小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力を確保しなければならない。

2 経済産業大臣は、小売電気事業者がその小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力を確保していないため、電気の使用者の利益を阻害し、又は阻害するおそれがあると認めるときは、小売電気事業者に対し、当該電気の需要に応ずるために必要な供給能力の確保その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

電力広域的運営推進機関 定款

（容量拠出金）

第55条の2 本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量市場における供給力の確保に係る拠出金（以下「容量拠出金」という。）を求めることができる。

2 本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量拠出金の額を算出するために必要な情報を求めることができる。

3 一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員は、前項の規定による本機関の求めに応じ、必要な情報を提出しなければならない。

- 本オークションの容量拠出金は、以下の手順により、全国の容量拠出金からエリア毎の拠出金を算定し、各エリアで事業者間の配分比率を用いた配分が行われます。

① エリア別の容量拠出金額の算定

- 全国の容量拠出金の総額※1をエリア別のH3需要※2比率に応じて、各エリアに配分します。

※1 当該年度に本オークションの適用が開始している電源等の落札価格、落札容量を基に算定

※2 当該年度の4年前に行われる当該年度向けのメインオークションで用いるH3需要

② 一般送配電事業者・配電事業者（一送等）の負担総額と請求額の算定

- エリアに配分された容量拠出金に、メインオークションにおける当該年度の一送等の負担割合※3を乗じることで、エリア毎の一送等の負担総額を算定し、負担総額を12等分し、各一送等の配分比率※4に応じて毎月の請求額を算定します。

※3 メインオークションのエリアの一送等の負担総額※5÷メインオークションのエリアの負担総額※6

※4 当該年度の4年前に行われる当該年度向けのメインオークションで用いるH3需要に占める事業者毎の比率

※5 エリアのメインオークションの約定価格×メインオークションで用いるH3需要×一定割合

※6 経過措置（小売電気事業者の急激な負担を緩和する観点から、所定の電源の容量確保契約金額に対して控除率を設定して支払額を減額する措置。控除率は段階的に減少させる）を考慮する前

③ 小売電気事業者の負担総額の算定

- 当該エリアの拠出金の総額から一送等の負担総額を減算することで、エリア毎の小売電気事業者の負担総額を算定します。

④ 各小売電気事業者への請求額の算定

- エリア毎の小売電気事業者の拠出金の負担総額を12等分し、小売電気事業者各社の配分比率に応じて毎月の請求額を算定します。
- 但し、配分比率は、前年度の年間(夏季/冬季)のピーク時の電力(kW)の構成比を基礎とし、当該年度の各月の小売電気事業者のシェア変動を加味（年間ピークの託送契約電力からの変化率に基づいて補正）します。

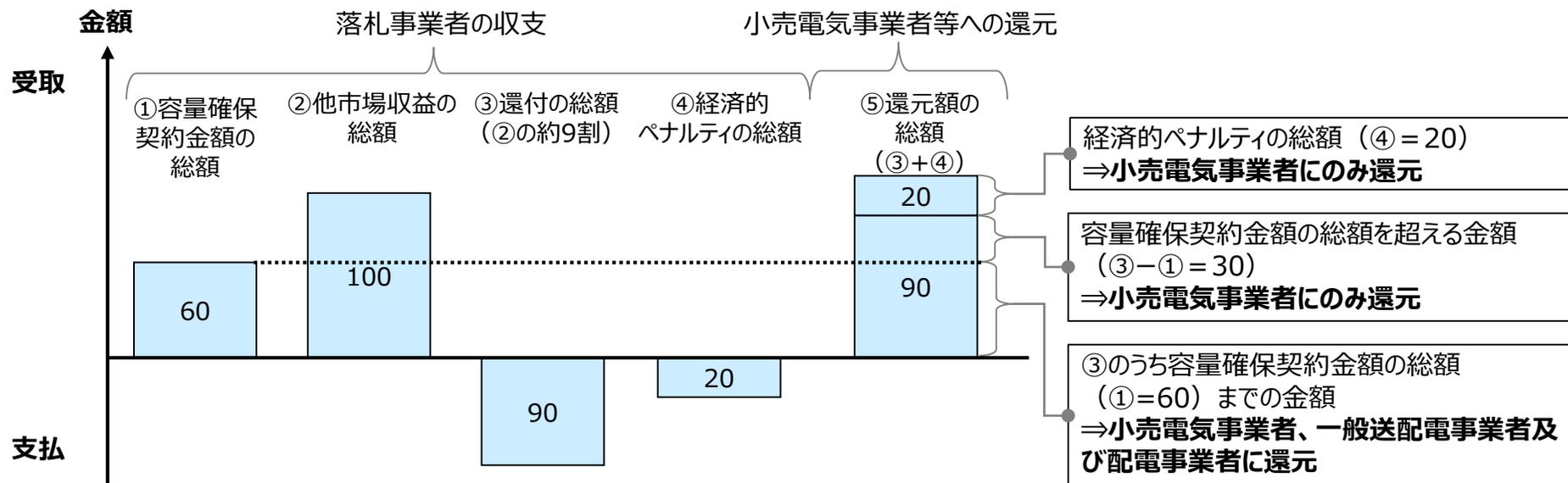
■ 「落札事業者からの還付額の支払」の総額のうち、「容量確保契約金額」の総額までは小売電気事業者、一般送配電事業者及び配電事業者に対して還元し、それを超える部分は小売電気事業者のみに還元します。
 また、落札事業者からの経済的ペナルティは、小売電気事業者のみに還元します。

前提

- 落札事業者は、他市場収益（卸市場・非化石市場等の収入から可変費を除いた金額）の約9割を還付する
- 落札事業者が経済的ペナルティを受ける場合、広域機関はペナルティの金額を請求する
- 広域機関は、落札事業者の他市場収益や経済的ペナルティをもとに、小売電気事業者等に還元する

【小売電気事業者等への還元イメージ】

算定対象年度の容量確保契約金額の総額を60、他市場収益の総額を100、経済的ペナルティの総額を20とした場合



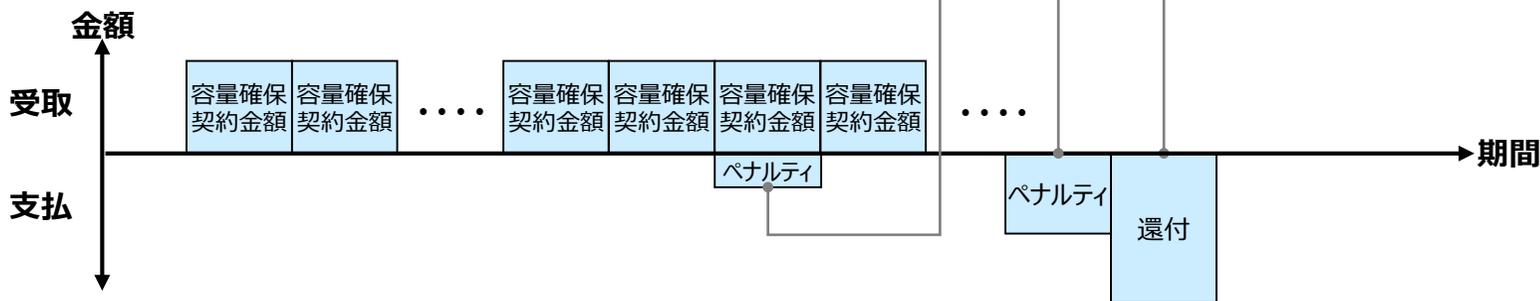
- 容量拠出金の支払いは**月毎**に行っていただく予定です※1。
- 容量確保契約金額に対して発生した**経済的ペナルティ**や**他市場収益の還付**は、**年毎に容量拠出金へ還元**し、当該年度の**容量確保契約金額**と**容量拠出金**のそれぞれの**総額を一致**させます。

N年度の容量拠出金の支払・還元のタイミングイメージ

【小売電気事業者等の支払・還元】



【落札事業者の受取・支払】



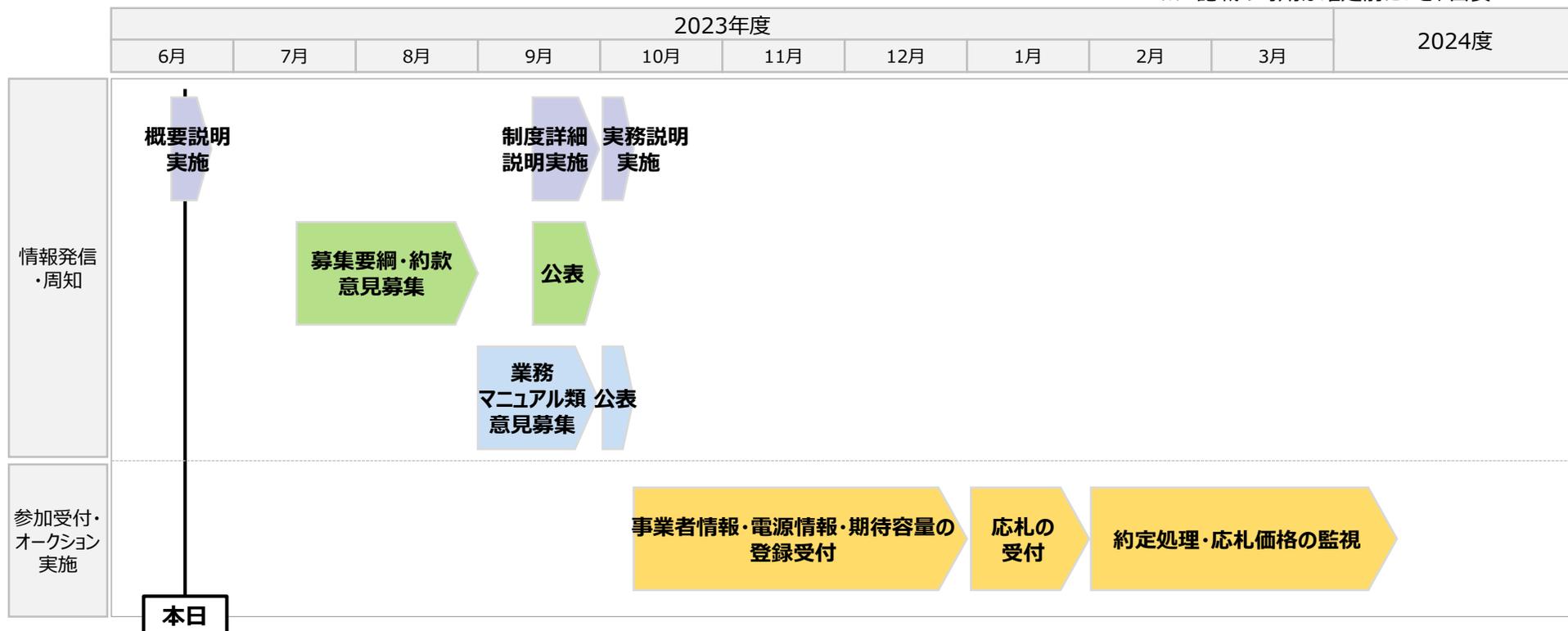
※1 小売電気事業者が費用支払に応じなかった場合、広域機関の定款または業務規程に基づき、広域機関による当該会員の名称の公表や、当該会員に対する指導または勧告若しくは制裁が行われる。それでもなお、改善が見られない場合は、必要に応じ、電気事業法に基づく経済産業大臣による供給能力確保その他必要な措置をとることの命令、あるいは、業務改善命令の発出が検討される

5 その他

- 5 - 1 長期脱炭素電源オークションに関する今後のスケジュール
- 5 - 2 長期脱炭素電源オークションとメインオークションの主な違い
- 5 - 3 お知らせ

- 本オークションの応札方法やリクワイアメント等の詳細については、今後、**募集要綱・約款案の公表や意見募集**を行いながら、**事業者向け説明等**を通じて周知を行っていくことを予定しています。
- それぞれの詳細な日程については、確定次第ご案内していきます。

※ 記載の時期は確定前につき、目安



- 本オークションは**新規電源投資**（リプレース、改修も含む）を促進し、長期にわたって脱炭素電源による供給力を調達するという趣旨から、メインオークションと違いがあります。

項目	メインオークション	長期脱炭素電源オークション（本オークション）
制度概要	一定の投資回収の予見性を確保し、将来の一定期間（単年度）における需要に対して必要な供給力を調達する	新規電源投資（リプレース、改修も含む）を促進し、長期にわたって脱炭素電源による供給力を調達する
対象電源	実需給年度（メインオークションの場合、応札の4年後）に供給力を提供できる電源など	脱炭素電源の新設・リプレース および既設火力の 脱炭素化への改修 における新規投資。 ただし、2023～2025年度はLNG専焼火力を含む
最低応札容量	1,000kW（期待容量ベース）	電源種別等に応じ 1～10万kW （送電端設備容量ベース）
オークション方式	シングルプライス方式 ※地域間連系線に制約があり、各エリアの供給信頼度を経済的に確保するため、市場を分断して処理をすることがある	マルチプライス方式
供給力の提供期間	単年度	原則20年 （希望する場合は20年超も可）
リクワイアメント <small>下線：本オークションのみに係るもの</small>	容量停止計画の調整、余力活用に関する契約の締結、供給力の維持、発電余力の市場応札、供給指示への対応、	容量停止計画の調整、余力活用に関する契約の締結、 供給力提供開始時期、供給力提供開始期限 、供給力の維持 発電余力の市場応札、供給指示への対応、 脱炭素燃料の混焼率、変動電源の年間設備利用率、脱炭素化ロードマップの遵守
落札事業者の収入	容量確保契約金額	容量確保契約金額 - 事後的な還付額 ※ ※他市場収益の約9割にあたる金額
監視対象	市場支配力を有する事業者の売り惜しみ、価格つり上げ	応札価格、他市場収益

- 広域機関では、本日ご説明した資料等を公表しています。
- また、制度見直し等があった場合には、当該内容を反映した資料を作成し、事業者向け説明の実施や資料公表等、様々な説明の機会を設けてまいります。

電力広域的運営推進機関
Organization for Cross-regional Coordination of Transmission Operators, JAPAN

Google 提供

会員専用 会員情報管理システム
会員専用 広域機関システム
会員専用 スイッチング支援システム
容量市場システム

ホーム 広域機関とは 広域機関システム計画提出 スイッチング30分電力量 需要想定供給計画 広域系統長期方針整備計画 系統アクセス 容量市場・発電設備等の情報掲示板

トップ > 容量市場・発電設備等の情報掲示板 > 容量市場 > お知らせ > 2023年度 > 容量市場 長期脱炭素電源オークション（応札年度：2023年度）制度概要説明会の開催のご案内について

更新日：2023年6月12日

容量市場・発電設備等の情報掲示板

- 容量市場
- 発電設備等の情報掲示板

容量市場 長期脱炭素電源オークション（応札年度：2023年度）制度概要説明会の開催のご案内について

本機関は、新たに長期脱炭素電源オークションを開催する準備を進めております。
今回の説明会では、長期脱炭素電源オークションの制度概要についてご説明いたします。具体的には、長期脱炭素電源オークション導入の必要性や供給力確保の概要、対象電源等、発電事業者、小売電気事業者、一般送配電事業者等の皆様に関係する内容となります。

1.日時

2023年6月22日（木曜日）10時30分～12時00分

申込状況により、開催時刻を変更する場合がございます。

2.場所

Web開催といたします。
※Web会議ツール「Webex」を使用します。
※なお、説明会終了後、説明会の録画データ等を公開いたします。

3.資料

資料は後日掲載いたします。

[容量市場 長期脱炭素電源オークション（応札年度：2023年度）制度概要説明会の開催のご案内について](#) | [容量市場・発電設備等の情報掲示板](#) | [電力広域的運営推進機関ホームページ \(occto.or.jp\)](#)

■ **スペシャルサイトでの制度の解説やFacebook、Twitter、YouTubeによる発信も行っています。**

容量市場かいせつスペシャルサイト



[容量市場かいせつ容量市場スペシャルサイト | 電力広域的運営推進機関ホームページ \(occto.or.jp\)](http://occto.or.jp)

Facebook, Twitter による発信



[電力広域的運営推進機関 | Facebook](https://www.facebook.com/occto.jp)



[電力広域的運営推進機関 \(@occto.jp\) / Twitter](https://twitter.com/occto.jp)

Youtubeによる説明動画の配信



[電力広域的運営推進機関 - YouTube](https://www.youtube.com/channel/UC1516444)

■ ご不明な点がございましたら下記窓口にお問い合わせください。

お問い合わせ内容	窓口	メールアドレス (@は半角に変更して下さい)
脱炭素化ロードマップに関するお問い合わせ	経済産業省 資源エネルギー庁 電力基盤整備課 長期脱炭素電源オークション問合せ窓口	bzl-chouki-auction@meti.go.jp
応札価格の監視に関するお問い合わせ	電力・ガス取引監視等委員会 長期脱炭素電源オークション問合せ窓口	bzl-ms-decarbonization@meti.go.jp
他市場収益の監視に関するお問い合わせ		bzl-mp-decarbonization@meti.go.jp
その他のお問い合わせ	電力広域的運営推進機関 容量市場長期脱炭素電源オークション問合せ窓口	youryou_inquiry_long@occto.or.jp

- [かいせつ容量市場スペシャルサイト](https://www.occto.or.jp/capacity-market/index.html) : <https://www.occto.or.jp/capacity-market/index.html>
- [容量市場に関するお知らせ等](https://www.occto.or.jp/market-board/market/index.html) : <https://www.occto.or.jp/market-board/market/index.html>
- [容量市場の在り方等に関する検討会](https://www.occto.or.jp/iinkai/youryou/index.html) : <https://www.occto.or.jp/iinkai/youryou/index.html>
 - ✓ [第45回 容量市場の在り方等に関する検討会（2023年3月）](#)
 - ✓ [第46回 容量市場の在り方等に関する検討会（2023年4月）](#)
 - ✓ [第47回 容量市場の在り方等に関する検討会（2023年5月）](#)
- [総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会制度検討作業部会](https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/index.html) :
https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/index.html
 - ✓ [第60回 制度検討作業部会（2021年12月）](#)
 - ✓ [第61回 制度検討作業部会（2022年1月）](#)
 - ✓ [第62回 制度検討作業部会（2022年2月）](#)
 - ✓ [第65回 制度検討作業部会（2022年5月）](#)
 - ✓ [第67回 制度検討作業部会（2022年6月）](#)
 - ✓ [第68回 制度検討作業部会（2022年7月）](#)
 - ✓ [第70回 制度検討作業部会（2022年10月）](#)
 - ✓ [第八次中間とりまとめ（2022年10月）](#)
 - ✓ [第71回 制度検討作業部会（2022年10月）](#)
 - ✓ [第72回 制度検討作業部会（2022年11月）](#)
 - ✓ [第73回 制度検討作業部会（2022年12月）](#)
 - ✓ [第77回 制度検討作業部会（2023年4月）](#)
 - ✓ [第十一次中間とりまとめ（案）（2023年4月）](#)